

介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書

現在、国において、第6期介護保険事業計画を視野に、これまで個別給付として実施してきた介護予防給付を市町村による地域支援事業に段階的に移行し、新しい地域支援事業として包括的に実施する方向で検討が進められている。

介護予防給付やこれまでの地域支援事業については、市町村の現場で要支援者などに対する取り組みが進められているが、介護サービス受給者のうち3割程度は要支援者であることに加え、介護予防給付費も4千億円を超える額となっており、介護予防に果たす役割は大きくなってきているほか、それを担う事業所も地域で育っており、介護予防への大きな力となっている。

こうした状況の中で、急激な制度変更は、現場の事業者や市町村に大きな混乱を生ずることになりかねない。

よって、政府においては、新たな地域支援事業の導入・実施にあたり、下記の項目について十分配慮の上、特段の取り組みを行うよう強く要望する。

記

- 1 市町村の介護予防事業の機能強化のため、現場で適切に事業を実施できるよう手引書の作成、先進事例の周知等の丁寧な説明を行うほか、介護給付と合わせて事業を行う事業者などに対して、円滑な事業移行ができるよう適切な取り組みを行うこと。
- 2 これまでの地域支援事業では事業費の上限が設定されていたが、この上限設定を適切に見直し、市町村負担の軽減を図るよう配慮すること。
- 3 各市町村の環境整備に合わせて適切な移行期間を設けるとともに、地域のマネジメント力の強化のため、必要な人材の確保等については、消費税財源を有効に活用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年（2013年）12月12日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）自民党・市民会議及び公明党所属議員全員並びに

無所属金子やすゆき議員及びみんなの党木村彰男議員